

第2章 基本構想

1. 基本理念

国の基本指針における基本的理念及び上位計画である「子ども・子育て支援事業計画」の基本理念に基づき、「児童の最善の利益」が考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、基本理念を次のとおり定めます。

すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるまち・はんだ

2. 基本目標

上記の基本理念の実現のために必要な本計画の基本目標を次のとおり定めます。

- ① 子どもと家族に合わせた切れ目のない支援を提供します。
- ② 子ども自身が目指す将来像をみんなで共有し、その実現に向けて支援します。

参考：国の基本指針（※）の基本的理念（抜粋）

1. 障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要である。
2. 障がい児やその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、地域支援体制の構築を図る。
3. 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る。
4. 障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）

3. 重点施策

本市として特に重点的に取り組むべき施策を次のとおり定めます。

1. ライフステージに応じた切れ目のない支援

子どもの成長に応じて、次のライフステージにおける様々な関係機関が連携を強化し、子どもや家族が安心して必要な支援を受け続けられるよう、情報提供を丁寧に行い、その中で自己選択ができる体制を整備します。

2. 保健・医療・福祉・保育・教育・就労等と連携した支援

一人の子どもを同時期に支援する機関が子どもの将来を共にイメージし、目標を共有して支援を行います。

3. 児童発達支援センターの機能の充実

障がいのある子どもとその家族に対し、関係機関が連携して支援できるよう児童発達支援センターの機能を強化します。

4. 特別な支援が必要な子どもへの支援体制の整備

どのような障がい（重症心身障がい、医療的ケア、強度行動障がい、高次脳機能障がい等）にあっても、住み慣れた半田で暮らし続けられるよう支援体制を整備します。

5. 家族支援の重視

障がいのある子どもはもちろんのこと、家族も安心して暮らし続けることができるよう、共に学ぶ機会や交流の場を設けるとともに、家族支援の体制を整備します。

6. 地域社会への参加包容の推進と合理的な配慮

障がいのある子どもと家族のふだんの暮らしの中にある社会的障壁を取り払うとともに、合理的配慮があたり前に行われるよう事業者や地域住民に働きかけます。

4. 施策体系

| 重点 施策 | 施策の区分 | 取組内容 |
|------------------------|-----------------------------|--|
| 1. ライフステージに応じた切れ目のない支援 | (1)乳幼児期から就園・就学に向けての支援を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ①乳幼児の健康診査から就園・就学までの継続した支援 ②就園・就学に向けての交流保育の実施 ③個別の支援が必要な子どもの就園・就学に向けての情報の共有 ④就学前の教育相談や学校見学等の実施 ⑤保護者向け「就学説明会」の開催 ⑥「放課後支援ガイダンス」による就学以降の放課後支援に関する情報提供 |
| | (2)将来の就労・自立に向けての支援を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ①就労アセスメントの実施 ②特別支援教育担当教諭向け就労移行支援事業所の見学会の実施 ③「おしごとガイダンス」による将来の就労に向けた情報提供 ④親元からの自立を目指した体験宿泊の実施 ⑤就労先と関係機関との継続的な情報の共有・引継ぎ |
| | (3)ライフステージを通して継続的な支援を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ①総合的な相談窓口「こども家庭センター」の支援力強化 ②「発達支援相談あゆみ」による寄り添う相談支援 ③相談支援専門員によるサービス利用等に係る個別支援の実施 ④「個別の教育支援計画（ふれあい）」による情報の共有・引継ぎ ⑤「ふくしげんきっず」による障がい福祉サービスの情報提供 |

| 重点 施策 | 施策の区分 | 取組内容 |
|-----------------------------|---|---|
| 2・保健・医療・福祉・保育・教育・就労等と連携した支援 | (1)特別な支援を行う職員の配置及び支援者の支援力の向上により、支援体制を強化します。 | <ul style="list-style-type: none"> ①保育園等における加配職員の適切な配置 ②発達支援コーディネーター及び特別支援教育コーディネーターを中心とした支援の充実 ③保育士及び幼稚園教諭の支援力向上のための研修の実施 ④特別支援教育相談員による小中学校の巡回相談 |
| | (2)個々の児童に合った適切な療育の場につなぎます。 | <ul style="list-style-type: none"> ①ふたば園の療育機能の充実 ②保育園等における特別支援通級クラス（うさぎ組・ひまわり組）の充実 ③保育園等と児童発達支援の並行通園の実施 ④放課後等デイサービスによる学齢期の発達支援 |
| | (3)多機関が連携して支援を行うための仕組みを整備します。 | <ul style="list-style-type: none"> ①「ふれあい」を活用した関係機関の連携 ②医療的ケア児への支援の充実 ③教育と福祉の連絡会議による放課後等デイサービス事業所等と学校の連携の強化 ④ふれあい協議会による教育と福祉の連携 ⑤保育園等・小中学校と障がい児通所支援事業所等の連携強化 ⑥放課後児童健全育成事業と放課後等デイサービスの連携強化 ⑦就労先と関係機関との継続的な情報の共有・引継ぎ（再掲） |

| 重点 施策 | 施策の区分 | 取組内容 |
|---------------------|--|---|
| 3. 児童発達支援センターの機能の充実 | <p>(1) 子どもの発達や障がい特性などを踏まえた専門的な視点での療育支援・家族支援を行い、子どもの生活を多面的にサポートします。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ① 個別の支援が必要な子どもの就園・就学に向けての情報の共有 ② 医療や福祉などの関係機関との連携及び情報共有 ③ 必要な療育を実施するための専門職員の配置 ④ 障がいの特性に合わせた子どもの発達支援と家族支援の実施 ⑤ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施 ⑥ピアサポート（当事者同士の活動）の推進 |
| | <p>(2) 地域における中核的な療育施設として、支援機関へ指導・助言等を行うことにより、市全体の支援の質向上を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ① 保育園等や障がい児通所支援事業所への専門職のチームによる巡回支援 ② 地域における支援力向上のための地域研修会の開催 |
| | <p>(3) 保育園等や小学校等での障がい児支援を行い、地域のインクルージョンを推進します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ① 保育所等訪問支援の実施 ② 障がい理解促進のための地域講演会の開催 ③ 地域の保育園等・小学校で安心して過ごすための支援 |
| | <p>(4) 「発達支援相談あゆみ」が地域の相談窓口となり、子どもの日常的な心配事について保護者に寄り添います。また、関係機関と連携・協働して多面的な相談支援を実施します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ① 「発達支援相談あゆみ」による寄り添う相談支援（再掲） ② 関係機関との情報共有による多面的な相談支援 |

| 重点 施策 | 施策の区分 | 取組内容 |
|-------------------------|------------------------------------|---|
| 4. 特別な支援が必要な児童への支援体制の整備 | (1)重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制を整備します。 | <ul style="list-style-type: none"> ①医療的ケア児等へのコーディネートの実施 ②病院からの第一報後の関係機関における速やかな情報共有 ③医療的ケア児への支援の充実（再掲） ④保育園等、小中学校における医療的ケア児の受入れ体制の整備 ⑤緊急時の受入れ先の確保 ⑥圏域会議を活用した近隣市町との施策の連携 |
| | (2)強度行動障がい児に対する支援体制を整備します。 | <ul style="list-style-type: none"> ①強度行動障がい児の支援者確保のための研修の実施 |
| | (3)虐待を受けた障がい児に対する支援体制を整備します。 | <ul style="list-style-type: none"> ①虐待を受けた子どもへの関係機関の連携した支援 |

| 重点 施策 | 施策の区分 | 取組内容 |
|---------------|--|---|
| 5・ 家族支援の重視 | (1)保護者の就労やレスパイトのための障がい児の居場所を確保します。 | <ul style="list-style-type: none"> ①放課後児童健全育成事業による保護者の就労支援 ②緊急時の受入れ先の確保（再掲） |
| | (2)家族が子どもの障がいの特性等を理解し、孤立せず、安心して子育てを行うことができるように支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> ①障がい児通所支援事業所職員による自宅での過ごし方の支援 ②ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施（再掲） ③ピアサポート（当事者同士の活動）の推進（再掲） ④ふたば園の療育機能の充実（再掲） |

| 重点 施策 | 施策の区分 | 取組内容 |
|----------------------------|--|--|
| 6・ 地域社会への参加包容の推進と合理的な配慮 | (1)合理的な配慮が当然に行われるよう、地域における障がい理解を促進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ①「合理的配慮」について学ぶ機会の提供 ②「ふくし共育」による若年層の障がい理解の促進 ③地域における多世代交流の場を通じた障がい理解の促進 ④障がい理解促進のための地域講演会の開催（再掲） |
| | (2)障がいの有無にかかわらず、地域において、教育・保育等を受けられる環境を整備します。 | <ul style="list-style-type: none"> ①保育園等における加配職員の適切な配置（再掲） ②学校生活支援員、中学校支援員、特別支援学級補助員の配置 ③保育所等訪問支援の実施（再掲） ④保育園等、小中学校における医療的ケア児の受入れ体制の整備（再掲） ⑤外国籍家庭への言語的支援の実施 |
| | (3)災害時における障がい児への地域の支援体制を整備します。 | <ul style="list-style-type: none"> ①医療的ケア児の個別避難計画の作成 ②障がい児の避難先の確保 ③障がい児の地域活動への参加の促進 |